

令和8年5月

お客さま各位

大和信用金庫

## 貸金庫規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、金融庁からの「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るため、貸金庫規定を下記のとおり改定させていただきますこととなりました。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定日

令和8年7月1日（水）

#### 2. 改定の対象となる規定

「貸金庫規定（半自動・全自動型用）」及び「貸金庫規定（手動型用）」

#### 3. 改定内容

これまで使用しておりました上記規定を今般、共通化し統一いたします。また、以下の内容を改定いたします。

- （1）貸金庫に格納いただけないものに「現金」等を追加しました。
- （2）貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等でご申告いただくこと等を追加しました。

#### 4. 改定後の規定

[>こちらをご参照ください。](#)

#### 5. ご留意点

上記3.（2）に記載の書面「貸金庫借用に関する申告書」については本年7月以降お届けいただいておりますご住所宛に郵送させていただきますので、郵便にてご返送いただくか、次回来店時にご持参いただきますようお願いいたします。

以上